

実施方針改訂新旧対照表

資料 9－1

No	ページ番号	新 令和2年3月11日改訂版	旧 令和元年12月24日版
2	6,7,45	下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車車庫及び管路等を除く）に設定される権利	下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）に設定される権利
3	11	研究協力の追記及び流域下水道事業から研究協力を削除 上工下水それに以下を追加 ・研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力	・研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力
4	11	・県の要請に応じた大雨時及び地震発生時等の一部の管路の点検調査	・県の要請に応じた大雨時及び地震発生時の一部の管路の点検調査
5	15	ただし、研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。	ただし、研究機関等の要請に応じた下水汚泥等を利用した試験研究等への協力については、大学等を対象とした無償協力も想定される。
6	16	2)運営権者収受額等の提案	2)運営権者収受額の提案
7	17	応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体にわたって義務事業及び附帯事業の実施に必要となる額（以下「運営権者収受額」という。）に本事業期間終了時の残存価値相当額を加えた額（以下「運営権者提案額」という。）を、9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者提案額は、県の提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとし、応募者は、運営権者提案額の提案に当たって、運営権者収受額の構成項目ごとの内訳及び本事業期間終了時の残存価値相当額を示すこととする。	応募者は、県が提示する条件下において本事業期間全体にわたって義務事業及び附帯事業の実施に必要となる額（以下「運営権者収受額」という。）を、9個別事業ごとに提案する。その際、運営権者収受額は、県の提示する9個別事業ごとの提案上限額を上回らないものとし、応募者は、運営権者収受額の提案に当たって、運営権者収受額の構成項目ごとの内訳を示すこととする。
8	17	改築費総額から本事業期間終了時の残存価値相当額を除いた額をいう。	運営権者収受額の提案においては、運営権者が負担することとなる改築費総額をいう。
9	21	また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、協議により、必要に応じて運営権者収受額の臨時改定を行う。	また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が著しく増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の臨時改定を行う。

No	ページ番号	新 令和2年3月11日改訂版	旧 令和元年12月24日版
10	22	ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者は原則としてその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。	ただし、流域下水道事業においては、事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は県が提示する内容とし、運営権者はその内容を含めた改築計画書（案）を作成するものとする。
11	25	第二次審査書類の提出期限を令和3年1月に修正	令和2年12月
12	25	運営権設定及び実施契約の締結時期を以下に修正 厚生労働大臣による運営権設定に係る許可取得後速やかに	令和3年10月、令和3年12月
13	25	以下、「提出期限」を「受付期限」に修正 第一次審査書類の受付期限 第二次審査書類の受付期限	第一次審査書類の提出期限 第二次審査書類の提出期限
14	25	スケジュールに以下を追加 募集要項等（募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）、 モニタリング基本計画書（案） 、関連資料集等）の公表	募集要項等（募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、実施契約書（案）、関連資料集等）の公表
15	26	委員の追加 佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授 滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	
16	28	第167条	第167
17	29	外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号又は第4号に該当する者（ 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第60号） の施行後にあっては、 同法第26条第1項第3号、第4号又は第5号に該当する者 ）にあっては、同法第27条第1項の規定により、3.5.2に記載する特別目的会社（以下「SPC」という。）の株式の取得について、対内直接投資等に係る事前届出を行い、その結果、当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者、又は変更の勧告を受け、当該勧告に応諾しない者でないこと。	外国為替及び外国貿易法第26条第1項第3号又は第4号に該当する者にあっては、同法第27条第1項の規定により、3.5.2に記載する特別目的会社（以下「SPC」という。）の株式の取得について、対内直接投資等に係る事前届出を行い、その結果、当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者、又は変更の勧告を受け、当該勧告に応諾しない者でないこと。
18	34	仙南・仙塩広域水道用水供給事業における 姥ヶ懐調整池 については、 令和4年7月に供用開始予定である。	仙南・仙塩広域水道用水供給事業における（仮称）連絡管調整池（ 令和3年内に工事完了予定 ）。

No	ページ番号	新 令和2年3月11日改訂版	旧 令和元年12月24日版
19	40	<p>「運営権者が付保すべき保険については、要求水準書（案）に示す。」の一文を削除</p> <p>運営権者は、その他に本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県へ通知するものとする。</p>	<p>運営権者が付保すべき保険については、要求水準書（案）に示す。運営権者は、その他に本事業等運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得るものとする。</p>
20	43	姥ヶ懐調整池	(仮) 連絡管調整池
21	43	制御室等	制御室
22	43	令和4年7月供用開始予定の施設である。	本事業開始日までに稼働予定の施設である。
23	48	<p>この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、本事業等の引継ぎを行う義務を負うものとし、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用及び本事業等に係る運営権者が所有する資産等については、1.1.9 - 4)- ③及び④と同様の取扱いとする。</p>	<p>この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する者に対し、本事業等の引継ぎを行う義務を負うものとし、運営権者の資産等については、1.1.9 - 4)- ③及び④と同様の取扱いとする。</p>
24	52	8.2を削除	8.2 実施方針に対する質問の受付
25	別紙3-1	法令・通知又は県条例若しくは計画等の変更による新たな設備投資に係る費用	上記の法令・通知等の変更による新たな設備投資に係る費用
26	別紙3-1	法令・通知又は県条例若しくは計画等の変更による運営権者の費用の増減	上記以外の法令・通知等の変更による運営権者の費用の増減
27	別紙3-1	<p>水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす県条例及び計画等の変更</p> <p>負担者 県○^{2,3}</p>	<p>県^{2,3} 運営権者^{2,3}</p>

No	ページ番号	新 令和2年3月11日改訂版	旧 令和元年12月24日版
28	別紙3-1	税制変更 水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国税の変更 負担者 県/運営権者 ^{2,3}	県○ 運営権者○
29		税制変更 水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業における公共施設等運営事業のみに適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす県税の変更 負担者 県○ ^{2,3}	県○
30	別紙3-2	第三者損害 既存の運営権設定対象施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害	既存施設の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす施設由来の第三者損害
31	別紙3-3	国補助金制度の変更等 国補助金制度が変更される場合	国補助金制度が変更される場合及び国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合
32	別紙3-3	国補助金制度の変更等 国補助金等の要望額に対して交付額が相違する場合 負担者 運営権者○ ⁴ 脚注4 改築業務に要する費用を、国補助金等の交付額をもとに算出された額とすることにより、改築業務の内容が要求水準を満たさないこととなる場合を除く。	

No	ページ番号	新 令和2年3月11日改訂版	旧 令和元年12月24日版
33	別紙3-6	<p>関連業務 関連業務の採算性の悪化、事業の不履行 負担者 運営権者○⁸</p> <p>脚注8 運営権者と関連業務要請者との間で別途締結される契約の定めに従うものとする。</p>	
34	別紙4-3	<p>姥ヶ懐調整池に係る以下の制御室等を追加 長岡制御室 東足立制御室 姥ヶ懐トンネル流量計</p>	